



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○(お知らせ) 土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について(第2次答申)

平成28年1月8日環境省報道発表資料抜粋

平成27年12月11日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会(第32回)において、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第2次答申)」が取りまとめられ、平成27年12月28日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。

1. 審議の経緯

平成25年10月7日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」(諮問第362号)(1,1-ジクロロエチレン等の6物質が対象)諮問がなされました。

このことから、1,4-ジオキサン・塩化ビニルモノマーについて中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会における土壌環境基準の見直し、土壌制度専門委員会における土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項に関する審議を経て、土壌農薬部会(第32回)において、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第2次答申)がとりまとめられ、平成27年12月28日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされました。答申は別添のとおりです。

2. 添付資料

・別添 土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第2次答申)平成27年12月中央環境審議会土壌農薬部会(以下、抜粋を掲載)

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第2次答申)(抜粋)

第2章 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について

I 土壌汚染対策法の概要(省略)

II 1,4-ジオキサンに係る土壌汚染対策法に基づく汚染状態に係る基準の検討について

3. 1,4-ジオキサンに関する対応方針について

これまで、土壤環境基準における溶出基準項目が設定された物質については、土壤汚染対策法の特定有害物質として規制をしてきたところである。

しかしながら、1,4-ジオキサンについては、土壤ガス調査を適用しても、その特性から検出が困難であるため、効率的な調査が行えず、第一種特定有害物質と同等の合理的な対策を行うことが難しい。

また、1,4-ジオキサンについては、これまで土壤に関する基準がなかったことで汚染実態が不明確な部分もある。

このため、当面は特定有害物質には指定せず、汚染実態の把握に努め、併せて効率的かつ効果的な調査技術の開発を推進するとともに、合理的な土壤汚染調査手法が構築できた段階で、改めて特定有害物質への追加について検討することが適当である。

Ⅲ 塩化ビニルモノマーに係る土壤汚染対策法に基づく汚染状態に係る基準の検討について

3. 塩化ビニルモノマーの対応方針について

塩化ビニルモノマーについては、汚染状況調査の実施や汚染の除去等の措置が適用可能であると考えられること等を踏まえ、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質に追加することが適当であると考えられる。その際、塩化ビニルモノマーの物性から第一種特定有害物質に区分することが適当であり、土壤含有量基準は定めず、汚染状態に係る基準及び関連基準については以下により設定することが適当である。

(1) 土壤溶出量基準

土壤溶出量基準は平成 14 年 1 月中央環境審議会「今後の土壤環境保全対策の在り方について」(答申)において、地下水かん養機能を保全する観点から設定された土壤環境基準(溶出基準)を用いることとするとされており、これまでの考え方と同様に、土壤溶出量基準は、第 1 章「土壤の汚染に係る環境基準の見直しについて」に示されている土壤環境基準と同じ値である「0.002mg/L 以下であること」と設定する(規則別表第 3)。

(2) 地下水基準

地下水の飲用による人の健康被害を防止するための地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準(地下水基準)は、土壤溶出量基準と同じ値となっており、これまでの考え方と同様に地下水基準は、土壤溶出量基準と同じ値である「0.002mg/L 以下であること」と設定する(規則別表第 1)。

(3) 第二溶出量基準

第二溶出量基準は基準不適合土壤の汚染の除去等の措置方法を選定する場合の基準であり、現在、土壤溶出量基準の値の 3 倍～30 倍に相当する値が定められている。

第一種特定有害物質の第二溶出量基準の値は土壤溶出量基準の値の 10 倍(1,1,1-トリクロロエタンのみ 3 倍)としている。これまでの考え方と同様に土壤溶出量基準の値の 10 倍とし、第二溶出量基準は「0.02mg/L 以下であること」と設定する(規則別表第 2)。

表 7 塩化ビニルモノマーに関する汚染状態に係る基準及び関連基準(案)

		基準(案)
汚染状態に関する基準	土壤溶出量基準	0.002 mg/L 以下であること。
	土壤含有量基準	—
地下水基準		0.002 mg/L 以下であること。
第二溶出量基準		0.02 mg/L 以下であること。

(4) 土壤ガス調査における定量下限値

塩化ビニルモノマーはその物性から、既存の第一種特定有害物質と同等の揮発性を示すと考えられる。また、第一種特定有害物質のうち土壤溶出量基準の値が塩化ビニルモノマーと同値(0.002mg/L 以下)である物質(四塩化炭素、1,3-ジクロロプロペン)についても平成 15 年環境省告示第 16 号において、土壤ガス調査の定量下限値を 0.1volppm としていることから、土壤ガス調査における定量下限値は、0.1volppm とすることが適当である。

つれづれ水紀行

第25回 スバック：バリ島の水利システム（インドネシア・バリ島）

観光で訪れるバリ島だが、素晴らしい水環境もある。バリ島の内陸の風景で印象的なのは水田の景観だ。島の中央部の観光地ウブドの辺りは丘陵をいくつもの谷が刻む起伏のある水田地帯で、日本の棚田に当たる「ライステラス」が広がっており、その長閑な眺めが世界から観光客を呼びトレッキングの場にもなっている。



(トレッキングコース)



(ライステラスの風景)

ここは熱帯で年中絶え間なく稲作ができ、稲を年に2回、3回と稔らせる二期作、三期作が行われている。水の豊かな地域ではあるが、それでも稲作のサイクルに応じて限られた水を合理的に使おうという仕組みが「スバック」であり、水路が複雑に張り巡らされている。例えば、斜面の上方にある田から順に水を使い田植えを始めて次の水田に移るといった具合に順々に作付けすることで、地域として水の使用を計画化、平準化できる効果がある。バリ島の・ヒンドゥー教では大事な水が神格化され、人々は地域ごとに寺院を祀りその寺院を維持しながら、水を中心とした祭礼とスバックの行事や運営とを一体として行っている。



(スバックの寺院と水路)



(田植えに向けた水路の管理)

熱帯の強い日射しの中を歩くのは大変でもあるし、いつスコールに見舞われなくても限らないが、車でなく歩きや自転車でゆったりと回りながら茶店で休むというのが良い。実際に現地のガイドさんと畦道を歩いて水路や水田を見せてもらおうと、稲刈り中の部分もあればすぐにも田植えという部分もある。使っている農機具はトラクターくらいで人力が中心である。農作業をしている人々はなかなかフレンドリーで、手作業の脱穀をやってみなと言う。稲穂を叩きつけるだけで思ったより簡単に穂から実が落ちるが、続けるのは重労働だ。いま刈取り中の稲にあまり実が入っていないのは、普段はこんなことはないのだが今年は雨季に入るのが遅くて雨が降らなかったため、異常気象だという。

風景や暮らしは同じ稲作文化の日本との共通点も多いように感じるが、人口増加や高い経済成長が続くインドネシアのこと、過疎高齢化はなく農村にも若い人や子どもが多く活気がある。休耕田はほとん

ど見られないし、よく管理された水路や水田には人々の愛着を感じる。水路や田の生物をむやみに取るとお化けになって祟りがあるという日本と同じような言い伝えもあると聞いた。

このように伝統的に守られてきたライステラスは、バリ島の観光名所になりながらも、近年は宅地やホテルなどの観光開発に水田が転用されたり観光産業に農業労働力が流出したりで失われ始め、開発と環境の狭間に立たされている所もあるそうだ。そういうなかで2012年に合計約19,500haの地域のスバックがバリ島初の世界文化遺産に登録された。

熱帯のとろんとした空気の中で観光客としてのんびり過ごしながらも考えた。この世界遺産登録がより良い開発のあり方を問う契機となるのか、長閑な景色を保存するには近代的な農耕とどのように折り合うのだろうか。



(地元画家による原風景を描いた細密画の小品 (ほぼ実物大))

編集後記

間もなく東日本大震災から5年目の節目を迎えようとしています。昨年末に再訪した被災地は、ようやく市街地部分のかさ上げが出来てきていましたが上物の建設はこれからというところでした。復興への道のりはまだまだ長く、地元の方たちには窮屈な生活が続きそうです。現地を踏むにつけて、震災の記憶を風化させないようにしたいと改めて感じました。

暖冬から一転して本格的な冬の寒さを迎えました。弊社の近くの矢田川の河原の木々もやっと葉を落とし、散歩で毎回のように見られるカワセミの翡翠色が一層目立つようになりました。これからは寒暖の変化の激しい時期、くれぐれもご自愛ください。(A.F.)



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749